

# SEASIDE マルシェ出店規約

(2026年3月10日改定)

出店者（その関係者を含む）の出店申し込みは以下の本規約を遵守するものとします。

本規約を遵守できないと判断された場合はその申し込みをご辞退頂きます。

本規約に違反する、会場の雰囲気を乱す、事務局の指示にしたがわないなど「出店に不適當」と主催者が判断した場合は、即販売を中止し退場して頂きます、また、今後の出店をお断りする場合があります。

## 1. 出店対象者について

本規約を厳守できる方。

未成年者については出展申し込みフォームに保護者の同意と署名・捺印が必要です。

※露天商やテキ屋とみなされる方の出店は禁止致します。

## 2. 出店区画について

1区画は原則として2.5m×2.5mです。

（場所についてはこの区画より少し狭くなる場合があります。ご了承ください。）

1回の出店につき1区画までの申し込みができます。（2区画以上は事務局までご相談ください。）

## 3. 出店料金について

出店料は頂いておりません。

## 4. 出店申し込みについて

出店申し込みについては、申し込み期限までに申し込みを行ってください。出店申し込み時、家族・友人・架空の名前を使用することは禁止致します。

キャンセルはマルシェ開催日の一週間前までとなっています。

## 5. 販売禁止品

- ・販売に免許、許可や届け出が必要なもの

※ただし実店舗等にて、必要な免許や許可を得て販売している場合は認める場合もあります。

・社会通念上不適当あるいは違法なもの（ポルノ、麻薬、拳銃、盗品、偽ブランド・コピー商品等）・不良品や賞味期限が切れている飲料・食品等上記以外に事務局が不適当と判断したもの

もしこの事実を発見、若しくは連絡を受けた場合は退場処分とします。

## 6. テントの使用について

当施設は海沿いのため日によっては風がとても強い場合があります。持ち込みのテントを設営される場合、風対策を必ず徹底してください。事故等のトラブルについて事務局は一切の責任を負いません。

~~また、テント及びテーブルを貸し出ししています。応募フォームにて貸し出しの方はチェックをお願いします。（ただし、数に限りがある為極力自社でテントの持ち込みをお願いしています。）~~

2026年4月よりテントと机の貸出しを行っておりません。

自力でテント・テーブルのご用意をお願い致します。

## 7. 会場内への車両の乗り入れに（搬入搬出等）について

出店者の車両による搬入・搬出時間は出店者資料（PDF）をご確認ください。イベント開催中の車両の乗り入れ及び車両の移動を原則禁止させていただきます。

## 8. 出店者駐車場について

出店者専用の駐車場をご用意してあります。ただし、1出店者につき1台までとします。搬入出時に近くの民家やマンション等の駐車場に停車することは厳禁です。駐車場における事故等のトラブルについて事務局は一切の責任を負いません。

## 9. 会場内の設備の破損について

会場内の壁や設備等、樹木、標識、パーゴラ等を利用したディスプレイは一切できません。万一汚損を与えた場合には現状補填をして頂きます。

## 10. 販売時間について

販売開始時間は10:00より、販売終了は15:00までとします。

## 11. 悪天候の対応について

①台風の場合（大雨が予想される場合）前日の時点で台風や大雨が予想される場合は中止とします。

②それ以外の場合

当日の朝に判断させて頂き、中止の場合は朝 8:00 までに中止の連絡をさせていただきます。

## 12. その他の注意事項

・会場にはゴミ箱がありません。出店区画およびその周辺を必ず清掃し、ゴミや出店品は各自で持ち帰ってください。

・会場内は禁煙です。喫煙は所定の場合で会場内には喫煙所を設けてありますので、喫煙される方はそちらをご利用ください。

・売買等におけるトラブル、人身物損や盗難等の事故等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、事務局は一切の責任を負いません。

※本規約に定めのない事項が発生した場合は、事務局との出店者が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

事務局は所定の手続きを経て、本規約を随時変更することができるものとします。

## 13. 個人情報の取り扱いについて

出店申し込みの個人情報については、本イベントまたは関連するイベントに使用する以外には利用または開示いたしません。

## ■飲食・キッチンカー出店について

①出店料は頂いておりません。

②千葉県内で使用できる露店営業許可書・菓子製造許可書等出店に必要な許可書を取得していること。出店される方は各許可証（コピーも可）の提出をお願いします。

※ご不明な点は保健所にお問合せ下さい。

③保健所の指導及び関連法令の遵守の下、衛生面に配慮し行うものとします。

④消火器器具等を使用する場合は、必ず消火器（検定合格品）を各自で用意してください。

⑤飲食物の保管状況には十分注意してください。

- ⑥購入者とのトラブルについて主催者は責任を負いません。
- ⑦上記規定に違反した場合は、イベント途中でも退場していただきます。

## ■禁止事項

- ①集团的、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体に所属する方の出店はできません。
- ②以下の物品を販売することはできません。
  - ・ 法律により販売を禁止されている商品
  - ・ 他人の権利を侵害する商品
  - ・ 脱法ドラッグ(合法ドラッグ)、精力剤、媚薬等
  - ・ 医薬品（国内法により医薬品とみなされる成分を含んでいるものは不可）
  - ・ その他公の場で販売することが相応しくない商品

## ■出店許可に関する事項

### ◇製造するのに許可が必要なもの

- ・ 惣菜（おかず）→惣菜製造業
- ・ 弁当、サンドウィッチ→飲食店営業（仕出し屋）
- ・ 菓子→菓子製造業

### ◇販売するのに許可が必要なもの

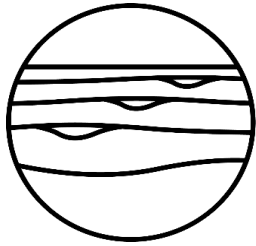
- ・ 鮮魚介類→魚介類販売業
- ・ 食肉→食肉販売業
- ・ 牛乳、乳飲料→乳類販売業
- ・ 酒類（未開封）→酒類小売業免許

### ◇許可が不要なもの

- ・ 漬物、干物、乾物、塩辛、ところてん、ジャム、こんにゃく

【お問い合わせ】

- ・電話番号：04-7096-7676
- ・メールアドレス：ksbase@shiosaiichiba.co.jp
- ・担当者：関根広人



Kamogawa  
**SEASIDE**  
**BASE**